

平成十九年法律第三十八号

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等を処罰することにより、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約その他の行為の処罰に関する国際約束の適確な実施を確保するとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第一百六十六号)及び放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第一百六十七号)と相まって、放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第一百八十六号)第

三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

二 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

三 この法律において「放射性物質」とは、次に掲げるものをいう。

一 核燃料物質その他の放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(原子力基本法第三条第三号に規定する核燃料物質を除く。)

二 前号に掲げるものによって汚染された物

三 この法律において「原子核分裂等装置」とは、次に掲げるものをいう。

一 放射性物質を装備している装置であつて、次に掲げるもの

イ 核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を起こさせる装置

ロ 放射性物質の放射線を発散させる装置

二 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置

三 この法律において「特定核燃料物質」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

四 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七項に規定する原子力施設をいう。

五 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

六 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

七 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

八 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

九 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十一 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十二 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十三 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十四 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十五 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十六 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十七 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十八 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

十九 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

二十 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

二十一 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

二十二 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

二十三 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

第七条 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、五年以下の懲役に処する。

第八条 特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。

第九条 第三条から前条までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核物質の防護に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行す

る。

附 則 (平成二九年四月一四日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 第五百九条の規定 公布の日

三 第五百九条の規定 公布の日

四 第五百九条の規定 公布の日

五 第五百九条の規定 公布の日

六 第五百九条の規定 公布の日

七 第五百九条の規定 公布の日

八 第五百九条の規定 公布の日

九 第五百九条の規定 公布の日

十 第五百九条の規定 公布の日

十一 第五百九条の規定 公布の日

十二 第五百九条の規定 公布の日

十三 第五百九条の規定 公布の日

十四 第五百九条の規定 公布の日

十五 第五百九条の規定 公布の日

十六 第五百九条の規定 公布の日

十七 第五百九条の規定 公布の日

十八 第五百九条の規定 公布の日

十九 第五百九条の規定 公布の日

二十 第五百九条の規定 公布の日

二十一 第五百九条の規定 公布の日

二十二 第五百九条の規定 公布の日

二十三 第五百九条の規定 公布の日

二十四 第五百九条の規定 公布の日

二十五 第五百九条の規定 公布の日

二十六 第五百九条の規定 公布の日

二十七 第五百九条の規定 公布の日

二十八 第五百九条の規定 公布の日

二十九 第五百九条の規定 公布の日

三十 第五百九条の規定 公布の日

三十一 第五百九条の規定 公布の日

三十二 第五百九条の規定 公布の日

三十三 第五百九条の規定 公布の日

三十四 第五百九条の規定 公布の日

三十五 第五百九条の規定 公布の日